

倉敷市環境審議会（令和2年度第2回）会議録

日 時 令和2年10月20日（火）

14:00～15:30

場 所 倉敷消防局4階 講堂

出席委員 池田委員，伊東委員，大瀧委員，沖委員，尾崎委員，片岡委員，國枝委員，篠塚委員，島岡委員，高嶋委員，中田和義委員，宮野委員

事務局	環境リサイクル局	三宅局長
	環境政策部	佐藤部長，山本次長
	環境政策課	行武課長，森宗課長代理，藤井主幹，宗田主幹，東係長
	地球温暖化対策室	塩津室長
	環境監視センター	前田所長
	環境学習センター	安延所長
	一般廃棄物対策課	富山課長主幹
	公園緑地課	廣井課長，国川副主任
	都市景観室	三澤室長

1 開会・あいさつ

（事務局）

開会・局長挨拶

2 議事

（事務局）

議事に入ります。

本日は，田口副会長，竹内委員，増子委員，楠奥委員，直原委員，中田美保子委員が所用のため欠席となっておりますが，倉敷市環境審議会条例第6条第2項の規定により，本日12人の出席ということで過半数を超えた出席となっておりますので，本日の審議会は成立していることをご報告します。

今後の進行については，条例第6条第1項の規定により，沖会長に議長を務めていただきます。よろしくお願いします。

（会長）

議事に先立ちまして，本日の会議の議事録署名委員を，大瀧委員，篠塚委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

また，本審議会は公開となっておりますが，本日は，傍聴者，報道機関の方はお見えになっておりません。

（1）倉敷市第三次環境基本計画（素案）について

（会長）

それでは，議事に移ります。議事（1）倉敷市第三次環境基本計画（素案）について，事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料1と、追加資料1～4を使って説明させていただきます。

資料1は素案です。追加資料1は、事前に委員の皆様からいただいたご意見に対する市の回答です。追加資料2は、SDGsに関係する資料です。追加資料3は、計画素案の第3章についての修正内容になっています。追加資料4は、第3章に関係する事業を、構想実現計画が総合計画の実施計画として公表されておりますので、この公表資料から抜粋したものです。資料1と主に追加資料1を使いながら説明させていただきます。

今後のスケジュールですが、本日の審議会でもいただいたご意見等を踏まえて素案の修正をしたいと考えています。10月28日から1カ月間パブリックコメントを行います。広報「くらしき」でも広報・周知しております。12月の審議会でも、パブリックコメント後の計画原案をお諮りしたいと考えています。

それでは、資料1、追加資料1で説明していきます。追加資料1の一番右端に質問No.を記載していますので、この質問No.と合わせてご説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。1ページの前に目次がありまして、全体構成がわかりやすいかと思います。第1章は、「計画の基本的な考え方」を6項目に分けて記載しています。第2章は「めざすまちの姿」ということで、めざす環境イメージ、基本目標・共通目標、施策の体系を示しております。第3章は「目標達成のための取組」ということで、これが市の施策になりますが、基本目標5つと共通目標を記載しています。第4章は「市民・事業者に求められる取組」ということで、市として、こういうことをやってほしいということを記載しています。第5章は「計画の推進」ということで、計画の推進体制と進行管理について記載しています。

2ページをご覧ください。第1章の、「計画を定めた背景」ですが、第二次環境基本計画に記載している内容に加えて、SDGsの観点、地域循環共生圏、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大が市民生活にも大きな影響を与えているということを記載して、今回、SDGsの理念や防災・減災の視点を取り入れたものとしています。

質問No.1のご意見を受けまして、2ページ中ほどのSDGsに関する記載について、「令和12年度までに達成すべき」を「169の具体的な成果目標（ターゲット）」の前に入れ、ご指摘のとおり修正させていただきます。

4ページ、5ページは「計画の位置づけ」ということで、現在、第七次総合計画を策定中で、これは市の最高位計画にあたりまして、その分野別の環境分野を担う計画が第三次環境基本計画になります。その下に関連計画として、「生物多様性地域戦略」「クールくらしきアクションプラン」「一般廃棄物処理基本計画」を記載していますが、他にも「水道ビジョン」「緑の基本計画」「景観計画」、こういったところと整合を取りながら素案をまとめているところです。「クールくらしきアクションプラン」については、正式名称に変えて、「地球温暖化対策実行計画」という形で記載したいと考えています。

5ページは、質問No.2のご意見を受けまして、ご意見のとおり修正したいと思います。自然環境のところは「植生・植物、動物」となっているのを「動物、植物・植生、生態系」といった順に並びを変更します。地球環境については、「気候変動、エネルギー」といったキーワードを記載したいと考えています。

6ページは、「計画の構成」ということで、章立ての説明をしています。質問No.3のご意見で、第5章「計画の推進」に主体者を書くべきかどうかということですが、ここは「行政などの計画の推進体制や、進行管理方法を示しています」と記載をさせていただきます。

ここで1点、訂正をさせていただきます。6ページの「計画の構成」の第3章の一番下に「また、地区ごとに重点的に取り組む内容を示しています」とありますが、ここへの記載は誤りですので、正しくは第4章の文章の後ろへ追記いたします。

第2章、8ページ、9ページをご覧ください。「めざす環境イメージ」は、第二次環境基本計画の「自然と人とが共生し 未来につなぐ」を今回は「自然と人とが共生し 次代へつなぐ」という形にしたいと考えています。「望ましい環境像」は、市民モニターで言い方が堅いというご意見が多かったので、「めざす環境イメージ」に変えさせていただきました。

9ページで、「基本目標・共通目標とSDGsの理念」について、質問No. 4のご意見をいただいています。上から4行目「ゴール」は「目標」に修正をさせていただきます。質問No. 5のご意見になりますが、下から3行目「理念」は「目標」と表記すべきではないかということですが、ここは改めて考え直しまして、「また」の段落を削除しまして、一番最後の締めめの文章を「本計画では、SDGsの関連する目標を、施策体系及び第3章で示します。」にしたいと考えております。

10ページ、11ページは、これが今回の「施策体系」になります。文字色が薄い部分は、一番当初にお示しした部分から変更した箇所です。大きいところでは、基本目標5について、以前は「低炭素社会」としていましたが、国のほうも2050年に向けて「脱炭素」としていますので、そのように表現を変えました。そのため、施策目標や施策の部分もこれに応じた修正をしています。

質問No. 6の、SDGsに関するご意見については、後ほどまとめて説明をさせていただきます。

第3章、14ページ、15ページをご覧ください。質問No. 7で基本目標1のSDGsに関するご意見がありましたので、後ほどまとめて説明をします。

14ページの下側に環境指標があります。一番下の指標「自然に触れたり、学んだりする活動に参加している子どもの数」について、質問No. 8で、子どもの絶対数がわからないので、それを出してカッコ付きで割合も併記したらどうかというご意見がありました。確認したところ、総合計画の人口推計において、年少人口（0歳～14歳）は、平成30年度の現状値の約67,000人が、令和7年度は約7.9%の減、令和12年度は約13.4%の減と、子どもの数は減る予定です。ここでいう子どもは高校生以下を含めてですが、0歳は入ってこないで、1歳ごとの子どもの数が必要になってくるのですが、そこは出てこないということになりますので、この部分については、今の記載のままでと考えています。ちなみに、ここに書いてある総合計画の指標に関する子どもの数は、延べの参加者の数になります。

15ページの「取組の方向性」の1つ目について、質問No. 9の「自然」は「野生生物」のほうがよいのではないか、「育ててまいります」は「育みます」のほうがよいのではないかというご意見ですが、「自然」は資料の後ろにつけています環境基本条例から引用していますので、今のままの表現としたいと考えています。「育ててまいります」は「育てていきます」に修正します。

質問No. 10のご意見ですが、「希少野生生物」の「希少」をとって「野生生物」に修正します。

16ページ、17ページについて、質問No. 11のSDGsに関するご意見は、後ほど説明します。

16ページ一番下の「環境指標」の「企業が補助金を受けて行う、環境に配慮した研究・開発、設備投資の件数」が0件について、質問No. 12のご意見がありました。確認したところ、この0件というのは、実際には「設備投資促進奨励金」が平成18年度に創設され、この9月までの累積で19件でした。「次世代自動車等新技術・新製品開発促進補助金」に関しては平成30年度に創設したのですが、こちらは実績が0件です。今現在の書き方としての現状値0件というのは、スタートをして今後累計で15件増やしたいという表記ですので、それをどのような表記ができるか、また検討したいと思います。

17ページの下側の取組の方向性の下から2行目「地場産業等」は、「等」が誤りなので削除してください。

18ページは、「現状と課題」で、質問No. 14のご意見ありましたのでご指摘のとおり修正します。

1点、訂正をさせてください。一番下側の「都市公園の整備（1人あたり面積）」は、5年後の目標値「8.8㎡/人」が誤りで、正しくは「9.0㎡/人」に訂正をお願いします。

20ページ、21ページは、質問No. 15でSDGsに関するご意見がありましたので、後ほど説明します。

21ページの上側の取組の方向性の一番上「豊かな山林……自然とふれあえる場を創出します。」ですが、15ページと重複している部分がありますので、「自然的景観を維持・保全するとともに」を「維持・保全に努めます」という形に修正させてください。

22ページ、23ページは、質問No. 16でSDGsに関するご意見がありましたので、後ほど説明します。

「環境指標」につきまして、質問No. 17のご意見がありました。環境指標に窒素とリンも含めたらどうかということですが、ご指摘の方法で修正したいと考えています。加えて、「河川海域のCOD・BOD環境基準適合率」については、「河川海域のBOD・COD環境基準適合率」に順番を変えたいと考えています。

水環境のところで、前回審議会の中で宿題があったと思いますので説明させてください。「職員の方は現場へしっかり見に行かれていますのですか」というご質問と「下水に関して」ご意見があったかと思います。水環境に関して、職員は現場へ行ってしっかりと確認をして進めていますので、ご報告をさせていただきます。下水の関係について、市街化区域ではほぼ完了していますが、調整区域に関しては、市街化区域並みに効率のいいところ、効率性を見て順次実施しているという状況でした。ご質問があった部分については、市の方針に沿って進めているということでした。

24ページは、質問No. 18でSDGsに関するご意見がありましたので、後ほど説明します。

24ページの一番下側の「環境指標」の「水道水を飲料水として直接飲んでいる人の割合」を訂正させてください。総合計画の指標から引用してしまっていて、その目標値が変わりましたので、令和7年度「98.5%」を「97.5%」に、令和12年度「99.0%」を「98.0%」に修正をお願いします。

25ページは、質問No. 19で、「おいしい水道水」というのは唐突感があるというご意見がありましたので、見直しをしたいと考えています。

26ページは、質問No. 20でSDGsに関するご意見がありましたので、後ほど説明します。

また、「施策目標1」を修正させていただきたいのですが、「2Rに優先的に取り組むことで、廃棄物の発生抑制・再使用を進めます」は、同じような意味合いを記載しているので、「2Rに優先的に取り組むことで、」を削除し、「廃棄物の発生抑制・再使用を進めます」にしたいと考えています。

27ページは、上側の施策「廃棄物の発生抑制」の取組の方向性の2つ目、「廃棄物となったものについては、生ごみの……進めます。」は、「廃棄物となったものについては、」部分を削除させていただきます。

28ページの「施策目標2」について、「廃棄物の適正な分別・リサイクルに取り組むことで……推進します」を「廃棄物の適正な分別・リサイクルを進めます」と簡潔な文章に変更させてください。

また、「環境指標」の一番下の最終処分率の目標値について、「1%台を維持」を「1%台以下を維持」に修正させてください。

29ページの上側の施策「廃棄物の適正な分別・リサイクルの推進」の取組の方向性の2つ目、「排出事業者に対し……適正処理に向けた指導・監督を行います」は、下側の施策と重複していましたので全文削除をさせてください。加えて、下側の施策「廃棄物の適正処理」の取組の方向性の2つ目も表記を分割したいと考えています。

30ページ、31ページは、質問No. 22でSDGsに関するご意見がありましたので、後ほどご説明したいと思います。

32ページ、33ページは、質問No. 23でSDGsに関するご意見がありましたので、後ほどご説明したいと思います。

33ページの下側の施策「地域特性に応じた適応策の実施」について、No. 24のご意見をいただいていますので、表現を検討したいと考えています。具体的な適応策についてどういったことが書けるのかを調整をしながら、修正をしたいと思います。

34ページ、35ページは、特にご意見はなかったのですが、全体の5つの目標を達成するための共通目標ということで、人材育成に関する部分を記載しております。

37ページ以降については、市民・事業者に求められる取組ということになります。

41ページは、上側に「廃棄物の発生抑制・再利用」とありますが、正しくは「廃棄物の発生抑制・再使用」ですので、修正させてください。また、下側の「「廃棄物の減量化・資源化及び適正処理」のために」を、「「廃棄物の再生利用」のために」と修正させていただきます。

43ページは、質問No. 25のご意見のとおり、重複していましたので、修正いたします。

37～45ページで質問No. 26でご意見をいただいているのですが、現在の記載内容が一般的なスローガンにとどまっているのではないかというご指摘です。これは、環境意識の高い方から低い方も含めて広く市民の方に、すべての市民・事業者を対象にして計画をしているというために、一般的な表現に留めていると捉えていただけたらと思います。

計画素案全体を通した質問No. 27のご意見は、レイアウトをうまく考えてブラッシュアップをしてくださいということですが、そのようにしていきたいと思います。

計画素案全体を通した質問No. 28のご意見は、各取組のうち重要なものが示せるようにということです。例えば★印をつけるという形で重要度を示せるようにできたらと思っています。総合計画はそういった形で地方創生の施策を表したりしていますので、同じように工夫したいと考えています。

47ページ、48ページ、49ページは、第5章として「計画の推進体制」「計画の進行管理」を記載しています。皆様にご審議をいただくのは計画素案のほうですが、今後の進捗管理についてもご協力をいただけたらと考えています。

それでは、SDGsに関するご意見をいただいていた部分についてまとめて説明させていただきます。

(事務局)

SDGsに関するご意見、ご質問を多数いただきありがとうございました。

まず、追加資料1の質問No.の下に下線が引いてあるものについて、まとめてご説明させていただきます。

素案に記載のSDGsのラベリングですが、目標だけではなくて、追加資料2でお配りしておりますターゲットや、資料に記載はないのですが、進捗を管理するグローバル指標やローカル指標を参考にラベリングしました。認識が漏れていた部分もありましたので補足を含め、ポイントを絞って説明させていただきたいと思います。

1つ目は、全体に関わる場所ですが、ラベリングする場合、何を提示するか、どう提示するか、どこが該当しているのかわかるようにする必要があるというご意見をいただきました。関連性がわかる表記をどこに記載するかは、今後の検討課題だと思っていますが、例えば資料編などに記載できればと考えています。

2つ目は、全体的に多かったご意見ですが、SDGs目標4「質の高い教育をみんなに」という目標が記載されていない施策目標について、あったほうがよいのではないかとご指摘をいただきましたので、すべての施策目標に目標4を表記する方法で検討したいと思います。

3つ目は、SDGsの目標に対する説明の記載が少し乏しいという指摘もありましたので、ご指摘いただいた以外の部分も含めて全体を再度確認しまして、内容に盛り込んでいきたいと思っています。

最後に事務局からお聞きしたいことが1点ございます。

質問 No. 20について、目標15の「陸の豊さかもを守ろう」、これを文章の内容から加えたほうがいいというご意見をいただきました。こちらが理解不足のところもあって大変申し訳ないのですが、こういった関連性があるのかももう少し具体的にご教示いただけたらありがたいです。

今回、SDGsの関係でご意見、ご指摘を受けまして、再度SDGsの位置づけを確認し、次回以降、委員の皆様にお示しできたらと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

ご丁寧な説明をありがとうございました。それでは、これから皆様方にご審議いただきたいと思います。SDGsの話も多々出てきております。これを見るだけでなかなか大変でございますが、皆様からいただきましたご意見、ご質問にご回答いただいたということです。ご質問された方、ご意見をくださった委員の方々、さらに説明を求めたいなど、ご意見をお持ちでしたら、どんどんご発言いただきたいと思います。

(委員)

質問 No. 20の意見で、26ページからのところにSDGsの目標15をどうして入れるのかということがあったのですが、ここの項目と次のところの28、29ページも同じです。SDGsは、ほとんどの部分で関連し合っているため、関連したものを全部あげるとほとんどの項目があがってきてしまうので、並列表記の場合は番号だけではなく、どういうことがつながっているのかということを出さないとなかなかわかりにくいと思います。

それでもラベルだけ記載する出す場合は、特に打ち出したい項目がある場合です。そして、なぜ目標15を持ってきたのかということ、目標14と目標15は比較的セットになっている要素がすごく強いからです。結局、海の豊かさというのは川とか陸地からの影響とつながり合って、完全に海だけに関係を分離できないという意味がすごく大きいです。

今回私は、計画素案を見て廃棄プラスチック問題のこともあるから、目標14をラベルしたと考えました。もし目標14を入れるのであれば、廃棄プラスチック問題というのは、陸域の、陸の生き物たちの生息区域は食べ物とかで、ひいては海のプラスチック、廃棄プラスチックを、魚と一緒にすけれど、食べるということにおいても、陸域においても同じようなことが関連して起きているため、やはり目標15の説明を入れるべきではないかと思いました。

目標14を入れないのだったら、別に目標15を入れなくてもいいとも思いました。確かに文章だけ見ると、入れなくてもいいようにとれます。でも、もし目標14を入れたという話なら、目標14とすごく関わりの深い目標15をここで省く理由がないのではないのでしょうか。目標14を入れるのだったら目標15も入れたほうがいいのではないのでしょうか。ただ、目標14を入れた理由が、先ほどいった廃棄プラスチック問題であれば世界的にもすごく注目されていることで、位置づけが格別に大きいから、どうしてもそこを入れたいのであれば、そのことを表記した上で目標14をここに入れるというふうにすればわかるのですが、それがない形で目標14だけ入れるのであれば、やはり目標15も入れるべきであり、それがだめだったら、両方ともはずしてしまうかだと考えます。中途半端な感じがあったので、そのあたりを意見させていただきました。

(会長)

ありがとうございました。ただいまのご意見に対しまして、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

よくわかりました。ありがとうございます。委員のおっしゃるとおり、ここは、廃棄プラスチックごみの関係で入れております。もし、これだけ入れるのであれば何か説明が必要ですし、このまま

でいく場合は目標15が必要だと思いましたので、また検討して、わかるような形で進めていきたいと思います。

(会長)

どうもありがとうございます。他には何かございますか。

(委員)

第4章、「市民・事業者に求められる取組」について、あまりにも一般論すぎて、これを書いてあっても効果が本当に上がるのかなと思います。あまりにも当たり前すぎることで、一般的なことだけ書いてあると、人はあまり意識しなくなるので、やはり人に意識させるような内容を書かないといけないのではないのでしょうか。基本計画というのはそんなものかもしれないのですが、あまりにも書いている内容が、この内容でどうなのでしょう。

特に最後の「地区別の重点取組」については、あえて地域別の重点取組を書いたのであれば、そこを特に重要視するところがあると思うのですが、この地域だからという感じがありません。市民に求められる取組はどの地域を見ても、これは全市共通の取組が書いてあるみたいで、あえてこの地区だけ重点的に書く内容に見えませんでした。

もし「地区別の重点取組」と書くのだったら、もう少し地区の人たちが、この地区はこれをみんなが意識しないといけないというふうに、内容だって、この言葉の使い方も、もうちょっとインパクトのあるものにしてはどうでしょうか。なぜこの地区はここを重点にしないといけないのか、もっと市民が意識できるような、自分たちが意識できるような表記の仕方にしないと、表現があまりにも一般的すぎて、これで本当に重点的な効果が上がってくるのかなと、そのあたりが気になったので、内容が悪いとかでなくて、書いてあることは大事なことでありますが、もう少し事業者とか市民が意識を持てるような、そういう表現の仕方とか何かできないのかなというのが少し気になりました。

(会長)

いかがでしょうか。ご回答がございましたら、お願いいたします。

(事務局)

「市民・事業者に求められる取組」につきましては、この計画に書いていけば、例えばこれがネットワーク的に使え、今後啓発するときに、ここから引用したり、その部分を掘り下げたりして、もっと啓発していこうという使い方になるかと考えています。

「地区別の重点取組」の記述については、SDGsと同様に、なぜこれにしたのかという根拠があります。そういったところをお示しするページがあるのかなと思いましたので、そのあたりは検討させていただければと思います。

(会長)

この件に関して、他の委員の方々も、ご意見がありましたらお願いいたします。

私は拝見させていただきまして、「地区別の重点取組」は、見方によると、地域の方々にとって非常に面白いというか、身近に感じられるようなところだと思いました。各々の地区別の「現状と課題」はある程度の地域特性が感じられますが、「市民に求められる取組」や「事業者に求められる取組」は、先ほど委員からお話がありましたように、一般的すぎる文章ですので、逆にもったいないという感じがします。

例えば、この地域で過去から現在に至るまでどのような取組があって、今後それが発展できるの

か長期的な目線で考えながら、市民・事業者に寄り添った内容を少しでも散りばめられたら、よいのではないかと思います。なかなか難しいところでもありますので、そこまでやっていただけるかどうかということになるかと思います。今まで取り組んでいることを少し書かれて、今後それを発展させるような記載があれば、ずいぶん見方が違ってくるのではないかと思います。

(委員)

40ページ、41ページの「水環境、大気環境の保全」の「市民に求められる取組」について、他のところにも書いてあったのですが、「川や海にごみを捨てないで、持ち帰りましょう」とあります。そもそも川や海でなくてもごみは捨ててはいけけないので、例えば道路など他のところに捨てたものが川や海に風で飛ばされて流れ込んで結果的に汚してしまうというようなことがわかる表現もいいのかかと、細かいですが気になりました。

また、「ごみや落ち葉などの屋外での焼却、歩きたばこをやめましょう」について、消防法とか農業などの関係で、軽微なたき火などは一応除外規定があって屋外焼却されていたのが、最近は、農業関係ではその除外規定があるのにトラブルになるという話が結構あります。どうすればよいか全然思いつかないのですが、これによって畑や田んぼや緑地などを維持していただいている農業の方々にプレッシャーをかけることにならなければならないと思っています。

41ページの「廃棄物の発生抑制」は、「トナーカートリッジやプリンターインクなどは詰め替え可能な製品を選びましょう」と結構具体的なことが書いてありますが、最近はトナーカートリッジが詰め替え可能でなくてもカートリッジそのものを回収してリサイクルする取組をしているメーカーがほとんどだと思います。インクの場合はリサイクル製品を使うと、純正品を使いましょうとメーカーが言っていることもあります。具体的なことでいいのかもしれませんが、「環境に配慮したエコな商品を使いましょう」みたいな書き方でもいいのではないかと思います。このあたりは、先ほどもスローガンにすぎないのではないかとその意見がありましたが、記載するのであれば、今一度見直し、いろいろな人に受け入れられる書き方にしたいほうがいいのかなと思います。

(会長)

どうもありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございました。いただいたご意見をもとに、他の部分につきましても確認をしまして、検討させてもらえたらと思います。

(会長)

よろしくお願いいたします。他の委員は何かございますか。ご質問、ご意見、以前にいただいたものの以外でも結構でございますので、今日ご説明のあったところで何かお考えのところがあれば、お願いいたします。

(委員)

軽微なところですが、4ページの「本計画の位置付け」の各分野のレイアウトについて、「水道ビジョン、緑の基本計画、景観計画」を1つの枠に入れ、その枠と「などの個別計画」を囲む大きな枠をつける方がよいのではないかと思います。

26ページの下の方のところに「個別計画で検討中」と記載されていますが、3つについては、カッコが抜けていますので追記ください。

また、31ページ取組の方向性に「次世代自動車の普及」、44ページの「地区別の重点取組」の

水島のところに「次世代自動車の購入」とありますが、40ページの「市民・事業者に求められる取組」には「低公害車の購入」と表現が違ってしています。次世代自動車はEV・電気自動車なども含めた、いわゆるガソリン・ディーゼル車以外の自動車を示していると思います。また、次世代というと、自動運転をイメージされる場合もあるのではないかと思いますので、「低公害車」なのか「次世代」なのか、どちらにするかはお任せしますが、表現の統一について検討いただきたいと思います。

最後にもう1点、各基本目標の中の環境指標について、現状値と5年・10年後の目標値の目標値が記載されているのですが、現状値のところが令和元年ではなくて、平成30年や平成29年とある場合があります。現時点で令和元年の指標となる数字がないために、前年や前々年の数字が使われたのだと思うのですが、これでいくと10年後の令和12年でも同じように、過去の年度の数字などを引用しないといけなかなと考えられます。このあたり、実際の値が、何年から何年の実績値かわかるような表現にした方がよいのではないのでしょうか。

(会長)

いろいろとご指摘がございましたが、いかがでしょうか。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。4ページの各分野、26ページのところは、ご指摘のとおりですので、表現を修正したいと思います。

次世代自動車の関係ですが、そちらのほうも、どちらかに統一したいと思います。

現状値と目標年度につきましては、ご指摘のとおり、現状値が平成29年度の実績値であればそこから10年間の数字しか出ないことになりますので、それがわかるような記載に修正したいと思います。

(会長)

ありがとうございます。他には何かございますか。

(委員)

15ページの上側の施策の「取組の方向性」について、内容については問題ないのですが、箇条書きで3点ある文章は、最後の3番目を2番目の前に持ってきたほうがよいのではないかと思います。生物の保全につきましては、工事ありきの保全というより、今あるものを守って現状を維持するというのがまずは重要です。やむを得ず工事をしなくてはいけないときには、その中で生物の保全に配慮しながら工事を行っていくことになりますので、先に3番目をあげていただいてから、2番目の工事に関連した内容の順とするほうがよいのではないかと思います。

2ページの最後のところで確認になりますが、今回の計画は「社会情勢の変化を踏まえ、SDGsの理念や防災・減災の視点を取り入れた」ということがポイントになっていると思います。全体を通して、SDGsに関連した内容が盛り込まれていることはわかったのですが、防災・減災というのが前の計画になくて今回の計画で入ったのはどのあたりなのかということが少し気になりましたので、簡単でよいので付け加えていただきたいと思います。例えば8ページの基本目標に、防災・減災というキーワードがあまり見えない感じがしましたので、可能であれば、8ページの下の方の中に防災・減災につながるような内容を追加するとよいのではないかと思います。

また、写真が今回入っていないのですが、写真というのは結構重要ではないかという気がします。もしかしたら読者によっては、あまり文字ばかり見るよりは、さっと写真だけ見ることもあると思います。そういう場合に、インパクトを与え、示されている内容がすぐわかるような写真を入れていただくといいなと思います。そういった観点から考えますと、私たち委員が写真を確認する機会

も必要なのかなと思っています。

(会長)

ありがとうございました。いかがでしょうか。

(事務局)

15ページは、ご意見のとおりだと思いますので、変更させていただきます。

写真が重要ということで、見る機会としては、12月に審議会がございますので、素案から原案にするタイミングでいくらか写真を入れ込んでいきたいと考えています。ただ、デザインについては今後調整という部分もあるのですが、岡山県立大学さんにもご協力をいただきながら、計画のデザインなどを少し調整したいと考えておりまして、合わせてそれもしていただければいいと思っています。もしかしら今のままのベースで写真が入った状態かもしれませんが、できるだけ完成に近い形に調整して、お示ししたいと思います。

防災・減災の部分は、われわれも書きながら入れていく中でまだ弱いと考えていますので、調整をさせていただきたいと思います。現在、防災・減災の視点が含まれている施策をお示しさせていただくと、19ページの上側の施策の取組の方向性の3つ目や、33ページの下側の施策の取組の方向性の適応策というところがあります。また、追加資料4を見ていただきますと、2020年度ベースではこのような事業が含まれていまして、10ページに防災・減災の視点が含まれています。さらに関係各課と調整し、前向きに修正、検討していきたいと考えています。

(会長)

よろしゅうございますか。

(委員)

参考までに、防災の関係で、小田川の治水対策事業が進められていますが、小田川のその事業の中では、自然環境に配慮しながら進められています。こういったことも、もしかしら防災・減災の視点に、「自然環境との共存」や「生物との共存」が含まれた形になると思うので、どこかにもし入るようであれば、入れていただくといいかなと思います。

(事務局)

また検討させていただきます。ありがとうございました。

(会長)

他にございますか。事務局側から委員の皆様にも、さらにお願いすることはございますか。

(事務局)

10月28日からパブリックコメントを実施しますが、同じ資料を委員の皆さまにもお送りしますので、パブコメという形式をとらなくても、直接、事務局にご意見いただいても構いませんので、ご協力のほどよろしくお願いします。

(会長)

わかりました。引き続きご協力よろしくお願いいたします。

それでは、議事1を終わりにして、報告事項に入らせていただきます。

2 報告

(1) 倉敷市自然環境保全条例施行規則の改正案について

(会長)

報告事項(1) 倉敷市自然環境保全条例施行規則の改正案について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

倉敷市自然環境保全条例施行規則の改正案の内容について、説明させていただきます。資料2の左のページをご覧ください。

倉敷市自然環境保全条例は、敷地面積が1,000㎡以上の事業者や土地所有者などに対して、敷地内の緑化を求めています。

現在、事業者への緑化の指導を行う中で、商業施設など市街地にある事業者につきましては、緑化が実施できていない事案が発生しています。

理由としまして、1つ目は、樹木による植栽が規定されていますが、3m以上の樹木で植栽することが規定されており、3m以上の樹木は樹冠面積が4㎡以上になるため、樹木1本当たりの面積基準が小さいことが挙げられています。

2つ目として、緑化の方法が樹木に限定されており、特に市街地では土地を有効に利用したい事業者の意向もあり、緑化が進んでいない状況がありました。

以上から、今回、自然環境保全条例施行規則の緑化方法について見直しを行うことにしました。

まず、緑化方法の見直しについて説明します。原則として、現行で「4㎡当たり高木及び低木を各1本植栽する」との規定ですが、これを「8㎡当たり高木を1本以上植栽する」に変更したいと考えております。変更内容の根拠としまして、都市緑地法施行規則にある、樹高が2.5m以上4m未満である樹木の樹冠面積の計算方法を参考に算出しています。現行の規定では、樹木を過密に植える状態であったため、適切な管理ができるように変更したいと考えております。

資料2の左のページの下側をご覧ください。今回の変更内容のイメージ図を示しています。緑化率につきましては、イメージ図の下に計算式にありますように、用途地域の建ぺい率から算出し、工業専用地域の場合には敷地の8%を緑化することになります。この計算方法に変更はありません。変更内容につきましては、変更前の左側の図では、緑地80㎡に高木20本を植栽していたものを、変更後の右側の図で、緑地80㎡に高木を10本植栽することになります。

続きまして、資料2の右側のページをご覧ください。緑化方法の特例措置について説明します。対象利用者は水島コンビナート企業以外としています。ここでの水島コンビナート企業とは、倉敷市と環境保全協定を締結している事業者のことです。

1つ目の特例として、花や屋上緑地などを緑地の一部として加えることができるように考えております。図aで、樹木と花の組み合わせについて示しています。花による緑化は緑地面積の2分の1が上限です。図bで、樹木と屋上緑地の組み合わせについて示しています。屋上緑地による緑化は、緑地面積の3分の2以上を地上部分に整備する必要があります。

2つ目の特例として、緑地を道路に面する接道部分に設置する場合は、緑地面積を2倍に算定することができるように考えています。敷地内で目立つ場所に緑地を設定し、市街地の緑化を推進し、景観の改善を進めたいと考えております。

3つ目の特例として、高木の代わりに1m以上3m未満の中木、または1m未満の低木を設置することを可能にします。

以上3つの特例を定め、より緑化が推進できるように改善したいと考えております。

次に、手続きの見直しについて説明します。ここで資料2の一部に訂正があります。手続きの説

明文の2行目に「新たに規定する」とありますが、正しくは「新たに指導する」と修正をお願いします。これまでは事前の緑化計画書と実施後の完了届の提出を求めていますでしたが、新たに様式を定めて指導することにより、緑化の実施について実効性を強めていきたいと考えています。

(会長)

何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(委員)

その他の特例として「高木の代わりに中木、低木を設置することができる」とありますが、どういった場合は中・低木でもいいのか。中・低木の場合は、例えば高木1本に対して中・低木が2本とか、そのへんの本数とか、選んでいい樹種とか、条件とか、そういうのは決まっているのでしょうか。

(事務局)

高木の代わりに中木、低木を設置することができる規定は、水島コンビナート以外の企業に対しては特に樹種の条件などは決めていません。換算本数については、高木の代わりに中木を2本または低木を8本という形に規定しようと考えています。

(会長)

よろしいでしょうか。他には何かございますか。

手続きの見直しについて、計画書と完了届の両方を提出しないと実効性がないということですが、計画段階と工事完了時で差異があるケースは結構見られるのですか。

(事務局)

実際、そのような場合がある状況です。そのため、強制力はないですが指導力を少しでも強めたいということで、今回計画しております。

(会長)

わかりました。他に何かございますか。

(2) 倉敷市第三期生活排水対策推進計画の策定について

(会長)

報告事項(2) 倉敷市第三期生活排水対策推進計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

現在、倉敷市では第三期生活排水対策推進計画の策定作業を行っておりますのでご説明させていただきます。

まず、資料3をご覧ください。生活排水対策推進計画(以下、「計画」という。)についてですが、これは水質汚濁防止法に基づくものでございます。生活排水の排出による水質の汚濁を防止するために、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認められる市町村は、都道府県によって生活排水対策重点地域に指定されます。この生活排水対策重点地域に指定された市町村では、水質汚濁防止法に基づき生活排水対策推進計画を策定しなければなりません。

この計画では、生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針、生活排水処理施設の整備に関す

る事項を定めることが求められています。この計画により、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の施設整備事業の推進と、市民の意識の高揚を図り、市民の自覚と協力の下に官民一体となった生活排水対策の推進を図っております。

ここで、資料に一部訂正があります。資料3左下の「倉敷市生活排水対策推進計画について」のスライドについて、本文の1行目が「倉敷市は、岡山県から生活排水重点地域」となっておりまして「対策」が抜けています。正しくは「生活排水対策重点地域」です。

倉敷市は、平成4年に岡山県知事から生活排水対策重点地域の指定を受けています。その後、計画の策定作業に入り、平成6年に、第一期計画を策定しました。第一期計画の目標年度では、河川水質目標や生活排水処理施設の整備計画が未達成であった部分があり、平成23年度に第一期計画の目標年度を10年延伸した第二期計画を策定しました。令和2年度現在、児島湖において環境基準が達成されていないなどの理由から、岡山県は、倉敷市の生活排水対策重点地域の指定を解除しないということにしており、本市としては第三期計画を策定する必要があります。

なお、第二期計画の河川水質目標は、平成30年度、令和元年度と2年にわたって達成していますが、引き続き対策を推進することで、安定的にこの目標達成を継続する必要があります。これを考慮し、第三期計画では、第二期計画の目標を基本的に踏襲した内容にして、目標年度を延伸することとしています。

現計画の第二期計画の構成ですが、計画の目標に関する「生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針」、現在の河川水質状況などに関する「倉敷市の現状」、下水道整備計画などに関する「生活排水処理施設の整備に関する事項」、市民への意識啓発に関する「生活排水対策に係る啓発に関する事項」、「その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項」の5つの章で構成しています。

第二期計画の必要性ですが、公共用水域の水質汚濁の原因となります工場排水に関しては、水質汚濁防止法などの法律による規制や排水処理技術の向上によって改善されてきました。その一方で、市民の生活に伴って発生する生活排水による汚濁が顕在化してきました。公共用水域の水質汚濁の改善には、工場排水の規制に加えて、汚濁負荷割合の高い生活排水の対策が重要です。

第二期計画の方針ですが、関連部局と連携をとりながら、地域に最適な生活排水処理施設を整備していくこと、生活排水対策の知識普及、実践活動によって市民の意識啓発を推進していくことを基本方針としています。

第二期計画の目標ですが、身近な河川を、フナやメダカ等の生物が棲む市民が憩い親しめる水辺とする、河川水質目標値はBODが5mg/l以下、としております。

第二期計画の内容を踏襲し、新たな第三期計画において引き続き生活排水対策を推進し、目標達成を継続したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(会長)

何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(委員)

生活排水対策という形で市民にアピールしていきたいという部分もあるという点で、水質の目標項目にBODを使っているのは環境基準などの関係から妥当なものだと思います。しかし、市民意識という点ではCODを使ったほうがより、身近に感じるのではないですか。BODというのは専門機関でないと調査ができないが、CODであれば小学校や家庭でも調べることができ、市民が自分たちで調べて、正しく考えようという形に持っていけると思います。

また、生活排水の場合は有機物による汚れというよりは窒素とかリンというのは無視できません。

さらには、合成洗剤の問題も、実際にはフナなど様々な生き物の生態系に対して影響を与える要素があります。だから石鹸を使うとか、洗剤もメーカーから様々なものが出ており、それによる違いとか影響も出ていますから、生活排水を特に意識して捉えるのであれば、BODだけで生活排水対策を考えるというのは、ちょっと弱いのではないかと思います。水質の項目を見直して、もう少し市民が意識して、自分たち自身が生活排水に対して取り組もうという意識が生まれてくるのではないですか。そのような配慮も必要ではないかと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。BODよりもCODのほうが市民の方に意識されやすいということ、また、窒素・リンや合成洗剤などの影響も要素としてあるということ、水質目標の項目について検討してみたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。他に何かございますか。

(委員)

資料3の最後「目標」のところで「身近な河川」とありますが、具体的に身近な河川とはどの川をイメージされていますか。また、「平成30年度と令和元年度は達成」とありますが、具体的にどここの場所で調査をされて達成されたのか教えていただきたい。

私自身、調査研究において倉敷市内の農業水路で魚を獲ったりしています。倉敷市内につきましても、農業水路も、川と同じくらいとても重要な水生動物の生息場所であり、きわめて絶滅危惧度の高いような魚なども生息していることがあります。そういった観点から考えますと、河川だけではなく、農業水路の環境評価も生き物の保全という点で重要になってくるのですが、水路についてはどのようにこの計画の中で位置づけられているのでしょうか。

(事務局)

「身近な河川」はどんな河川になるかというところですが、主要河川といたしまして、第二級以上の河川で測定をしています。今現在、結果が出ておりますのは、本市が測ったものと他の自治体が測ったものも合わせて14地点で、目標のBOD 5mg/l以下を達成できています。

農業用水路の水質についてですが、先ほど申し上げた河川で押さえているのが、それぞれ農業用水路の末端にあたります。倉敷市のエリアをブロック分けしまして、排水が流れ込んでいる出口側を押さえています。農業排水についても、測定している部分に含まれていると考えていただければと思います。

(委員)

農業水路の水は河川に入ると川の水で薄まりますので、やはり水路だけでも評価をされたほうがいいのではないかと思います。倉敷では水路網が非常に発達していますので、どこでも調査するわけにはいきませんが、貴重な生き物の情報があるようなところだけでも、生物の保全という点でいくつか農業水路の地点で測定してもよいのではないかと思います。

(事務局)

ありがとうございました。また検討させていただきます。

(会長)

ありがとうございました。他には何かございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告事項はこれで終わりにさせていただきます。

4 その他

(会長)

最後に、その他について、事務局から何かございますか。

(事務局)

今後の環境審議会の開催日程についてですが、次回の第3回環境審議会を12月中旬～下旬に開催したいと考えています。パブリックコメントを10月28日から1ヶ月間行いますので、それに対する市の回答と併せて、今度は原案につきましてご審議をお願いしたいと考えています。

第4回環境審議会は1月中旬頃に開催したいと考えています。そこで最終審議をいただきまして、2月中旬に答申をいただくという予定で進めたいと考えております。

連絡事項がもう1点あります。本日、本来であれば、生物多様性の地域戦略の進捗状況についてご報告できればと考えていましたが、立て込んで遅れてしまっております。次回以降にご報告をしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

(会長)

委員の皆様から、何かその他でございませうか、よろしいでしょうか。

以上で議題を終了します。

5 閉会

(事務局)

閉会

会議録承認

会 長

神 陽 子



署名委員

大 島 茂



署名委員

篠 塚 敬 子



